

# 魚沼市スポーツ協会補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、魚沼市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約に定めのあるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定、その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、次に掲げる区分により協会加盟団体（以下「団体」という。）に対し交付するものをいう。ただし、補助金総額は、当該年度予算の範囲内とする。

- (1) 団体に対し、日々の活動を助長、支援するため交付するもの。
- (2) 団体が、上部団体が認める県大会以上の大会を誘致し、かつ主催又は主管する事業に対し交付するもの。
- (3) 団体が、地域スポーツ振興等を目的に市民等を対象とした講演会、指導会等を主催又は主管する事業に対し交付するもの。
- (4) 団体が、魚沼市内の高校生以下の者（以下「ジュニア選手」という。）を育成する目的で行うジュニア選手を対象とした大会、講演会、指導会等を主催又は主管する事業に対し交付するもの。なお、大会については魚沼市以外のジュニア選手の参加割合が3割未満のものは対象外とする。

## (補助金の交付基準)

第3条 団体に対し交付する補助金は、次の算式により算出された額とする。

- (1) 前条第1号に規定する補助金は、当該年度の理事会で定める割合に応じ交付するものとする。
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する補助金は、団体が誘致した大会等の総事業費（飲食にかかる経費を除く。）の30%以内の額とし、補助金の上限は1件につき30,000円とする。
- (3) 前条第4号に規定する補助金は、総事業費（飲食にかかる経費を除く。）の50%以内の額とし、交付の上限は1件につき50,000円とする。
- (4) 協会長は、前2号及び第3号の場合において、必要があると認めるときは、協会加盟登録及び補助金交付申請に係る事項を修正し、交付基準額を変更して交付することができる。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、次に掲げる手続きにより補助金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する補助金は、別に定める協会加盟登録用紙に必要な事項を記入し、協会長が指定する日までに提出しなければならない。

(2) 第2条第2号、第3号及び第4号に規定する補助金は、別に定める関係書類に必要な事項を記入し提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 協会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類審査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 協会長は、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金の交付条件)

第6条 協会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成する必要があるときは、条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 協会長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合において必要があるときは、その旨及び理由を、すみやかに補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付事業等の報告)

第8条 第2条第2号及び第3号により交付を受けた団体は、当該補助金交付事業等が完了したときは、その事業等の成果を記載した補助事業実績報告書に必要な書類を添えてすみやかに協会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 協会長は、前条による実績報告を受けた場合においては、書類審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により、当該団体に通知しなければならない。

(補助金の決定の取消)

第10条 協会長は、補助金を受けた加盟団体が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 協会加盟登録及び補助金交付申請書並びに実績報告書に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に基づく協会の指示又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消をした場合に準用する。

(補助金の返還)

第 11 条 協会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 協会長は、団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(状況調査等)

第 12 条 協会長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があるときは状況の調査を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条に規定する補助金の交付は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。